



休日保育のしおり

令和5年度



「休日保育」とは、現在、市内の保育所（園）・認定こども園等へ在園中で、休日や祝日に保護者が就労等のために家庭での保育が困難となる児童のための保育サービスです。

1. 対象児童（①～③の全てを満たす児童）

- ① 生後6ヶ月から就学前までの児童
- ② 原則として松浦市に住所を有し、児童福祉法第24条の規定による保育の実施児童（保育所等に保育認定で在園している児童）であって、休日勤務等により保護者や家族が保育をすることができない状況にある児童。
ただし、保護者の傷病、入院、その他やむを得ない事情により休日等の保育が困難な児童については、保育認定の有無に関わらず、利用できる場合があります。
- ③ 傷病（感染症等）を患っておらず集団保育が可能な児童。（入院加療が必要な児童や感染症疾患を有し他の者に感染させるおそれのある児童はお預かりできません。）

2. 休日保育の実施施設

みくりや双葉園（御厨町前田免 541-1、0956-75-0522）

*令和2年4月から新築した新しい園舎で保育を行っています。
ぜひ一度、見学にお越しください。

3. 保育時間・保育日

＜保育時間＞ 午前8時から 午後5時まで

＜保育日＞ 休日保育の保育日は通常、保育所等がお休みとなる日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）です。ただし、次の日程は休日保育を行っておりませんので、ご確認ください。

- ① 年末年始（12月29日～1月3日）
- ② こども園等の行事により保育ができない日（以下の日程）
5月4日(木・祝)、5月5日(金・祝)、8月11日(金・祝)、8月13日、10月8日、10月9日(月・祝)、11月12日、11月23日(木・祝)、12月10日、3月17日
- ③ 災害、伝染病発生など非常時の休園（松浦市HPで公表します。）

4. 利用料

1人あたり 1,500円 ※食事等持参

利用料は、児童をお預かりする際（登園時）にお支払いいただくことになります。
必ずお釣りが無いようにお持ちください。

5. 利用登録・申請

- ① 「休日保育申請書」に必要な書類を添付して、原則として利用する1週間前(金曜日)までに松浦市役所子育て・こども課に申請してください。

＜申請に必要な書類＞ 休日保育申請書（児童1人につき1枚）
児童の記録（市指定の様式あり）
健康保険証の写し
保育の必要性を証明するもの（保育認定児童以外）

＜提出先＞ 松浦市役所 子育て・こども課

- ② 申請書を提出した後、実施施設「みくりや双葉園」での面談と利用説明を行います。事前に電話予約（0956-75-0522）をしてからみくりや双葉園に出向いてください。面談実施後に利用（登録）承諾の可否を通知いたします。
- ③ 利用（登録）承諾の連絡を受けたら、休日保育を利用したい日の3日前までに（ただし開庁日に限る）、松浦市役所 子育て・こども課に休日保育利用の予約をしてください。
※利用のキャンセルについても利用日の2日前（開庁日に限る）までをお願いします。）
- ④ 利用予約は先着順とし、利用希望者が多い場合はお断りする場合があります。

6. 利用日の準備物（全てに名前を記入してください）

＜食事の準備＞

- ① 普通食の方は、お弁当・水筒・コップ・お箸（スプーン・フォーク）を持参してください。（ただし、アレルギーのある児童は15時のおやつも持参してください。）
- ② 離乳食の方は、ベビーフード（耐熱容器入り）・スプーン・水筒・コップ、15時のおやつ、食事用スタイを持参してください。
- ③ ミルクの方は、哺乳瓶及びスティックミルク等を必要回数分・ガーゼ持参してください。
- ④ 健康チェックカード（こども園より渡されます）をご提出ください。

＜生活用品の準備＞

- ① 着替え 2～3組 ② 帽子 ③ 食事用のエプロン(未満児)
- ④ お昼寝セット（バスタオル2枚 冬場は毛布とバスタオル、枕用フェイスタオル1枚）
- ⑤ 歯みがきセット ⑥ おむつとおしり拭き 6～7枚 ⑦ 汚れ物を入れる袋（レジ袋等） 2～3枚
- ⑧ 手拭きタオル

7. 健康管理・安全・緊急時の対応

- ① 登園時に、その日の園児の健康状態を保育士にお伝えください。
- ② 実施施設では送迎はいたしませんので、保護者の方が責任をもって送迎してください。
- ③ 保育時に発病・事故等があった時には、保護者に連絡を取り、医師の診断・治療等の応急処置をとる場合があります。実施施設からの電話連絡には必ずご対応ください。
- ④ 投薬等の医療行為はお受けしておりません。健康に不安がある児童はご家庭での保育をお願いいたします。

【問合先】松浦市役所 子育て・こども課 0956-72-1111（内線171）

※次の電話番号からは、市内通話料扱いで
松浦市役所本庁交換室につながります。

福島町からは 47-3011 鷹島町からは 48-3011

